

統計委員会 第17回国民経済計算部会 議事録

1. 日時 平成27年3月11日（水） 14:57～15:41

2. 場所 第4合同庁舎 12階 共用1214会議室

3. 出席者

（委員）中村洋一委員（部会長代理）、前田栄治委員、後藤康雄専門委員

（審議協力者）宇南山卓財務総合政策研究所総括主任研究官、総務省、財務省、
文部科学省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

（事務局）伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室政策企画調査官、小森総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官、丸山内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、酒巻国民経済計算部長、多田企画調査課長、谷本国民支出課長、今井国民生産課長、渡邊国民資産課長、小此木分配所得課長

4. 議事

「諮問第70号 国民経済計算の作成基準の変更について」答申案

5. 議事録

○中村部会長代理 それでは、定刻までまだ間がありますがけれども、皆様おそろいですので、ただ今から国民経済計算部会第17回会合を開会いたします。

本日は、樫専門委員が御所用により欠席となっております。

それでは、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 お手元に資料がありまして、議事次第の下に「資料1」というのを右肩に打ちました答申の「諮問第70号 国民経済計算の作成基準の変更について」があります。

その下に参考資料が2点で、1点はパワーポイント形式の横長の資料、これは後ほど御説明申し上げます。参考資料2として、昨年の9月10日の諮問第70号の関連資料、最後に、机上に参考という形での横長の1枚紙、これは国民経済計算部会における主な審議事項と作成基準の変更箇所の対応関係をまとめた資料です。

資料に過不足がありましたら、御連絡いただければと思います。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

早速、議事に入りたいと思います。

本日の審議事項は、これまで4回の部会審議を踏まえまして「諮問第70号 国民経済計算の作成基準の変更について」に対する答申案についてであります。これまでの本部会で

の御議論を踏まえ、私と事務局と相談の上、今回の答申案を用意しましたので、後ほど御審議をお願いいたします。

その前に、まず、参考資料として配布されております「次回基準改定における2008SNAへの対応-その他の主な事項-」について事務局から説明をお願いします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 参考資料1を御用意いただき、まず、1ページ目をお開きください。

本部会におきましては、諮問第70号というものを受けまして、昨年10月の第13回部会、これは初回会合になりましたけれども、そこでも申し上げましたように、国民経済計算の次回基準改定において「2008SNA」という新しい国際基準への対応を検討するに当たりまして、各国で共通して対応しているR&Dを投資として扱うといったことをはじめとしまして、国民経済計算の作成基準の変更の検討が必要となる事項を基本としつつ、作成基準の変更は、一義的には必要でないと考えられる事項であっても各小分類の変更ですとか、あるいは一般政府の財政バランスに影響するようなものにつきましては、統計利用上の影響という観点から御議論をいただきました。

一方、お手元の参考資料2としてお配りしています諮問資料一式の中に、一番後ろに参考4という表形式のものがあります。ここにありますとおり、国際基準としての2008SNAにおいて、従前の1993SNAから変更ないし扱いが明確化された事項は、60以上に上ることになっております。

日本のSNAにおきましては、既に現行のSNAの中でも対応済みと整理できるものや、本部会で御審議いただいたように次回の基準改定で対応する主要項目がありますけれども、そのほかに諮問事項には関係するものではないのですが、次回基準改定で対応予定の事項ですとか、対応がなかなか難しい事項もあります。

本日は、こうしたその他の事項について次回基準改定におけ2008SNA対応の全体像を御認識いただくに際して有用ではないかと考えまして、この参考資料を一応御準備させていただいた次第であります。

参考資料1の2ページ目を御覧いただければと思います。

「① 所有権移転費用の扱いの精緻化」です。

所有権移転費用というのは、売買あるいは取得・処分という形で非金融資産の所有権がある単位からある単位に移転された場合に発生する費用のこととして、一例としましては、不動産売買にかかる仲介手数料などが考えられます。

こうした所有権移転費用について2008SNAでは、その費用の発生時に売買などの対象となります資産に対する総固定資本形成として記録することが推奨されております。これは、ある資産を使用することから得られる便益というのは、資産本体の価格に加えてこうした移転費用もカバーするものでなければならぬと、そういった考え方から出てきた発想ということです。

この点自体は、従前の1993SNAという国際基準からほぼ変わりがないのですけれども、総

固定資本形成としての所有権移転費用の固定資本減耗の扱いにつきましては、1993SNAでは対象となる資産の取得事項、その資産自体の平均使用年数を掛けて記録することが想定されていましたが、2008SNAでは対象資産を保有すると予想される期間をかけて償却するように記録すると扱いが少し変わっているということです。

真ん中のパネルの左側ですけれども、現行の日本のSNAでの扱いを書いています。現行の日本のSNAでは、所有権移転費用と考えられるもののうち、設備等にかかる商業費用ですとか輸送費といったもの。これは、当該設備などと一体として総固定資本形成に記録しております。一方で、例えば、不動産仲介手数料については、そのような扱いはしておりませんで、中間消費として需要されるという扱いになっております。

これに対して、右側の緑の方ですけれども、次回基準改定におきましては、所有権移転費用として新たに住宅・宅地の売買に係る不動産仲介手数料を抽出しまして総固定資本形成に記録することを検討しております。

このほかにも、脚注のところになります。所有権移転費用として考えられるものとしては、非住宅建物の仲介手数料あるいは所有権移転に係る法律家などへの報酬といったものが考えられるのですけれども、それぞれ基礎資料の制約から対応が難しい状況になっていまして、次回改定では見送らざるを得ないと考えております。

一方、新たに計上いたします不動産仲介手数料分につきましては、これは総固定資本形成になりますので、固定資本減耗を記録することになりますけれども、その記録に当たっては、対象となります住宅資産の一所有者当たりの平均的な保有期間をいろいろな統計を駆使して計算しまして、それを2008SNAがいうところの予想保有期間とみなして、その期間にわたって固定資本減耗を記録しようと考えております。

なお、表の下に書いてありますが、新たにこの中間消費から総固定資本形成に記録される不動産中間手数料部分がありますので、これによって名目のGDPの水準が押し上げる要因となります。暫定的な資産では、これがGDPに対して大体0.2%程度あるのではないかと見込んでいるところであります。

3 ページの「② 中央銀行の産出の明確化」について御説明いたします。

まず、2008SNAのマニュアルにおきましては、中央銀行の産出を大きく3つに分類しています。

1つは、金融仲介活動でありまして、SNAの用語ではFISIM、間接的に計測される金融仲介サービスです。これは市場生産に当たるものです。

2つ目は、いわば中央銀行の主要な任務ですけれども、金融政策を行っているサービスに該当するものであります。これは、非市場産出として位置づけられています。

3つ目が、その他の活動になりますけれども、これが性質によって非市場であったり市場生産であったり、いずれもあり得るものです。

これらのうち、非市場産出分については、この部会でもいろいろ御説明申し上げているとおり、生産費用の合計で計測することが推奨されております。

この非市場産出分として産出されたサービスは、どこかで需要されているわけですが、それがどこで需要されているかといいますと、2008SNAにおきましては、この非市場産出分は一般政府が最終消費支出したとして記録することになっております。

ただ、単に政府の支出ということにしてしまいますと、純貸出／純借入というバランスにも影響してしまいます。例えば、この場合は赤字要因になってしまいますけれども、そうならないように2008SNAマニュアルにおきましては、この同じ金額が中央銀行から一般政府に経常移転されたものと擬制するということになっております。

ここには書いておりませんが、市場産出分につきましては、それぞれの性質に応じて需要先が決まってくるということになります。2008SNAの前、つまり1993SNAになりますけれども、中央銀行の産出については、取り扱いが余り明確ではなかった状況があります。

次に、真ん中から下のパネルですけれども、左側の現行の日本のSNAの扱いになります。中央銀行の産出額は、生産費用の合計として計測しております。その産出額から各種の手数料。例えば、下に注を書きましたけれども日銀ネット受入手数料などになります。こうしたものを控除しまして、残りの部分は金融機関が中間消費をしたという形で取り扱いを行っております。

これに対して、右側の次回基準のもとでの扱いになりますけれども、中央銀行の産出額自体は、生産費用の合計として記録するという点で、この点は変更しない予定です。産出額から先ほどと同じように各種の手数料を控除しまして、その残りについて金融政策サービス等からなる非市場産出分と位置づけまして、2008SNAマニュアルにありますとおり、一般政府がこれを最終消費したというようにします。これとともに、同額が中央銀行から一般政府に経常移転されたという扱いを行う予定であります。

こうした変更によりまして、一般政府の最終消費支出が増加しますので、名目GDPの水準を増加させる要因となりますけれども、暫定的な試算では、影響としてはかなり微少なものであると見込んでおります。

なお、一番下の明朝体のところですが、2008SNAでは先ほど申しましたように中央銀行のFISIMについての言及がありますが、これにつきましては、主要諸外国ではこのFISIMの記録を中央銀行については行っている例が見当たらないことと、日本の場合はあるとしますと政府預金に関するFISIMがあり得るわけですが、額も限定的と考えられまして、2008SNAマニュアルの中でもよく見ますと、そのFISIMはsignificantであれば記録するという言い方がされておりますので、そういったことを踏まえて中央銀行のFISIMについては、ないものと整理をいたしたいと思っております。

4 ページの「③ 加工用財貨、仲介貿易の記録」について御説明をします。

これらは、2008SNAの1993SNAからの変更事項の大きなブロックのうち、国際収支統計との整合性の向上に当たるものです。

2008SNAでは、このSNA体系と一体不可分な国際収支に関するマニュアルの最新版、これ

はBPM 6 と呼ばれていますけれども、これと整合的な形で財貨の輸出入について所有権が移転されたものを記録する原則を徹底することになっています。

所有権移転原則は、通関したけれども、所有権が移転されていないものは財貨の輸出入ではないと。逆に、通関はしていないけれども、所有権が居住者と非居住者の間で移転されていれば、財貨の輸出入があったと記録するという考え方です。

従前のBPM 5 あるいは1993SNAでは、この所有権移転原則について例外扱いのものがあつたのですけれども、これを徹底させましょうというのが2008SNAの趣旨です。その1つが、加工用財貨の取り扱いというものです。

資料の5 ページ目の図を御覧いただければと思います。

加工用財貨は、典型的には、この図のイメージにありますとおり、例えば、左のB国が加工を依頼する側で、右のA国が加工を請け負う国であったとしまして、B国から価格100の財貨がA国に送付されて、A国において加工がなされた後、160の価格として加工後の財貨がA国からB国に送付されるものです。

この取引については、一連の財貨の所有権がB国からA国には移ってはいないわけなのですけれども、従前のBPM 5、1993SNAの取り扱いでは加工前後の財貨の輸出入がA国とB国の間であったものとして、ここでいいますと、青い破線の矢印のようなフローの取引が記録されることとなっていました。

これに対してBPM 6 並びに2008SNAにおきましては、このピンク色の矢印のように、財貨の輸出入は記録しないでA国における加工賃、つまり60というものに該当しますけれども、これを委託加工というサービスの受け払いと考えまして、この例ではA国のサービスのB国に対する輸出、B国のA国からのサービスの輸入として扱いたいということです。

2つ目のケースが、次の6 ページの仲介貿易と呼ばれるものです。

ここで、記録対象はA国であるとしまして、A国の居住者として仲介者、具体的には商社に当たるものですが、まず、そういったものが存在するとお考えいただければと思います。

この仲介者が、A国の国内には財貨を持ち込まない形、つまり通関が行えない形で、例えば、B国からある財貨を価格80で購入しまして、これを別のC国に価格100で転売する取引、これがSNAでいうところの仲介貿易と呼ばれるもののイメージになります。

従前のBPM 5、1993SNAでは、この灰色の破線の矢印にありますとおり、財貨のやりとりを記録するのではなくて、売買差額に当たる20というものをA国による貿易関連のサービス輸出として記録する扱いでした。

これに対して、BPM 6、2008SNAにおきましては、所有権移転原則にのっとりまして、仲介貿易商品のやりとりを財貨のフローとして、ここでいうとピンクの矢印のように記録することになっています。

具体的には、A国から見てB国からの購入は、 -80 という負の輸出としてC国への販売は、 100 という正の輸出として輸出合計としては $100 - 80$ で20が財貨の輸出として記録され

る扱いにしましょうということです。

4ページにお戻りをいただきまして、真ん中から下のパネルですけれども、左側の現行の日本のSNAです。GDPの内訳であります輸出や輸入の記録に際しまして、BPM6より1つ前のBPM5という国際基準に準拠していましたが国際収支統計と整合的に加工用財貨につきましては、加工前や加工後の財貨の輸出入として、仲介貿易につきましては、売買差額をサービスの輸出として記録をしているところであります。

これに対して、右側、次回の基準改定のもとでは、2014年分以降、BPM6に準拠し始めました国際収支統計と整合的に加工用財貨については、財貨の輸出を記録するのではなくて、加工賃の受け払いをサービスの輸出入として記録するとともに仲介貿易につきましては、売買差額をサービスではなく、財貨の輸出として記録する方向です。こうした変更によりまして、概念的には、GDPの水準には影響がないわけですけれども、その内訳であります輸出や輸入につきましては、財貨とサービスの入り繰りが起きるといった影響があります。

7ページ目、「④ 土地改良」について御説明を申し上げます。

土地改良は、2008SNAでは土地の量、質、生産性を大きく改善させる、もしくは劣化を避けることにつながる行動の結果であり、整地、水平化工事、井戸の掘削等を含むものとされております。これを総固定資本形成として記録することとなっております。

これに対して、従前の1993SNAでは、土地改良が総固定資本形成であるという扱いは同じなのですけれども、対象範囲には堤防とか防潮堤なども含まれるような記述となっております。

貸借対照表におきましては、土地改良は、改良前の土地、これは非生産資産となりますけれども、これと区別してそれ自体で固定資産、生産資産として扱うことを2008SNAでは推奨しています。ただし、それが困難な場合は価値がより大きい方に記録するという選択肢も示されているところです。

この貸借対照表の取り扱いについては、1993SNAでは土地改良の価値は、土地に体化されるものとして扱うこととされておりました。

真ん中のパネルの左側、現行の日本のSNAの扱いですけれども、土地改良の範囲は土地の造成のほか、治山、農業土木、海岸といったものも含めておりまして、これらを総固定資本形成として記録しています。また、貸借対照表におきましては、土地改良は土地の価値に体化されるものとして扱っています。

一方、右側の次回基準のもとでは、土地改良の範囲につきましては、2008SNAマニュアルでより明確になった定義、先ほど御紹介しましたけれども、それに合わせまして土地造成のみを対象として、一方で治山等につきましては、構築物として取り扱うこととしております。貸借対照表上では、これらの治山等の構築物は、構築物という名前の固定資産としてストックが計上される一方、土地造成につきましては、基礎資料の制約もありまして土地と分離して記録することがなかなか困難ということで、引き続き土地に体化されるものとして取り扱うこととしております。こうした取り扱いが困難な背景としましては、土

地造成につきましては、造成主体ではなくて実際の所有者ベースで制度部分、経済活動別の推計を行うための基礎資料が存在しないという事情があります。

これらの関係をもう少し分かりやすいように、8ページに図を示しております。

まず、左側のフローの方ですけれども、現行では土地造成から海岸に至る全てが土地改良の総固定資本形成として扱われていまして、右側の貸借対照表、つまりストック面では、土地に体化される扱いになっています。

これに対して、下の次回基準のもとでは、フロー面で土地造成から海岸までが全て総固定資本形成として扱われるのは同じなのですが、資産の種類として土地改良と位置づけられるのは、土地造成のみとなりまして、治山から海岸は構築物に関する総固定資本形成という扱いになります。

一方、右下のストック面では、土地造成分は先ほど申しましたように、引き続き土地に体化されたものとして扱われる一方、構築物に分類変更される部分は、構築物という名前の固定資産としてストック計上されていくことになります。固定資産ですので、固定資本減耗が新たに発生・記録されることになるわけですが、これらの資産を政府部門が所有しているケースが多いわけですので、その政府の生産費用を構成することになります。これが政府最終消費支出を通じて名目のGDPの水準を押し上げることにつながる要素となります。これは、暫定的な試算では、0.3%程度となるのではないかと、現時点では見込んでいる次第です。

最後に、9ページ目を御覧ください。

ここでは、2008SNA事項のうち、次回基準改定で対応が難しい主なものについて御紹介をしております。

まず「① フィナンシャルリースとオペレーティングリースの区分」です。

この2つのリースの区分については、実は1993SNAから推奨されてきたものなのですが、2008SNAではその区分の考え方がより明確化された位置づけになっております。

具体的には、例えば設備ですけれども、そういったリース対象資産を使用することに伴う便益、リスクを貸し手と借り手のどちらが引き受けるかによって区別をします。

もし貸し手が引き受けるのであれば、それはオペレーティングリースとして当該リース対象資産は貸し手側の貸借対照表に記録してリース料はサービスの産出とそれに対する需要として扱う。つまり、貸し手は賃貸サービス業として扱うことになっております。

他方、先ほどの便益やリスクを借り手が引き受けるのであれば、フィナンシャルリースとして当該リース対象資産は、借り手側の貸借対照表に計上し、貸し手から借り手には金融資産としての貸し出し、ローンですけれども、それを擬制することになっています。そうしますと、貸し手側は金融業という扱いになるということです。

ただ、日本の各種基礎統計の現状を見ますと、最も包括的な経済センサス・活動調査を含めましてリースについてフィナンシャルとオペレーティングを区分しているような資料はなくて、これが大きな制約になっているのが現状です。このため、次回基準改定におき

ましても、その制約が解消困難となっている状況です。

本件につきましては、政府の公的統計第Ⅱ期基本計画がありますけれども、その中で1次統計とSNAの部局の連携が必要な課題として明記されておりました、本基本計画の推進という文脈の中で対応を検討しているところです。

次に「② のれん・マーケティング資産」についてです。

2008SNAでは、企業買収に際しまして、買収価格が買収対象企業の純資産を超過した分ののれん・マーケティング資産という非生産資産として記録することが推奨されています。これは、国際会計基準と整合的に償却されない資産として扱われるということです。

一方、日本の基礎統計では、のれん額のようなものを対象にしたものがないことに加えまして、御案内のとおり日本の企業会計基準では2008SNAと異なりまして、のれんは償却資産とされておりまして、基礎資料の制約が大きいという事情があります。このため、次回改定では対応が困難なものとなっているところです。

以上で、参考資料としまして、本部会の審議対象でありますR&D資本化など主要項目のほか、2008SNAに関する次回基準改定での対応の概略について御紹介させていただきました。

長くなりましたが、私からの説明は以上です。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

この参考資料につきましては、本部会の審議事項というわけではありませんけれども、ここで一旦区切りまして、先生方から資料について御質問等ありましたらよろしく願います。

どうぞ。

○前田委員 どうもありがとうございました。よく分かりました。

ここで見ていますと、幾つかGDPを押し上げる項目があったかと思えますけれども、以前はR&D等々で押し上がるという議論もあったと思えますが、もしそれらを全部足した場合に、基準改定によってGDPがどのぐらい増えるかという御試算がもしあれば、イメージだけで結構なので教えていただければと思います。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 まず、お答えする前に前提ですけれども、次回基準改定という文脈の中で、この2008SNAの対応を行います。次回基準改定の大きな作業の1つとして、もちろんこの2008SNAの対応がありますけれども、もう一つ基礎統計の取り込みがありまして、具体的には平成23年産業連関表、これは昨年の中末に速報が出されましたが、ことしの6月までに確報が公表されるのではないかと考えておりますが、その産業連関表の23年値の確報を取り込んでまいります。

基準改定全体としまして、非常に大きく雑駁に言えば、2008SNAの対応要因とその他の基礎統計の反映要因の2つがあるわけですが、これが全体としてどうなるかは、現時点では申し上げる段階ではありません。

その前提の上で、いろいろなこれまで御紹介してきたようなGDPにも影響を与えるもの、この資料でもありますけれども、単純に出しますと3%台半ば前後ぐらいではないかと思

います。この大宗はR&Dだとお考えください。R&Dで3%強ということで御紹介申し上げましたので、これが大宗で、例えば兵器システムだと0.1%程度ということをお紹介しましたけれども、大宗がR&Dで、そのほかにつきましては、今日の資料で御説明しているとおり、そこまで大きなものではないだろうかということなのです。

○前田委員 よく分かりました。

BPM6での御説明があったのですけれども、これは、以前もしかしたら御説明を伺ったかもしれませんが、BPM6で所得収支からサービス収支に移行したものがあつたか、これも確か知的財産権関係だったかと思いますが、これも今回取り入れられて、それを全部足して3%半ばということですか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 3%半ばというのは、かなり幅がある表現で申し上げましたので、なかなか厳密に、この年を輪切りにして何パーセントかという試算はしていません。

おっしゃっていただきましたように、第14回の部会で産業財産権等使用料という特許に関する使用料を所得収支からサービス収支として次回基準のSNAで扱おうとしていまして、GDPへの影響という観点では確かにその点もあります。手元に詳しい資料がないのですけれども、過去の時系列を見ますと、0.0~0.3%の間で動いているGDP比ですので、年によって0.3%ぐらいある時もありますので、それはその分上乗せ要因になりますが、年によってはほとんど0%ぐらいという年もありまして、そこはケース・バイ・ケースなのかなと思いますが、そこが含まれるというのは御質問のとおりです。

○中村部会長代理 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続きまして、答申案であります、資料1について、事務局より説明をお願いいたします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 資料1「諮問第70号の答申 国民経済計算の作成基準の変更について」という資料について御説明を申し上げます。

本資料につきましては、事務局から事前に委員の皆様へ送付をさせていただいております。日本語の観点から若干の文言修正を施しておりますけれども、内容は変わっておりません。ここでは、答申案自体につきましては、改めましてポイントに絞って御説明を申し上げたいと思います。

1 ページ目の真ん中の「1 変更の適否」ですけれども、ここでは諮問のとおり変更して差し支えないという結論を記載しております。

その下の「2 理由等」の冒頭におきましては、結論の背景としまして、総論的な記載を行っております。国際比較可能性の向上や情報提供の充実に資するもので、もって統計利用者の利便性を高めるものである点を記載させていただいております。

その下の1 ページ目の末尾から2 ページ目の冒頭にかけては、年金受給権の記録方法の変更を念頭にしまして、複雑な変更内容やその計数への影響につきましては、統計利用者への丁寧な説明が重要であることを記述させていただいております。

2 ページ目の「(1) 生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充」ということで、本部会で御議論いただいたR&Dの資本化、兵器システムの資本化、あとは非金融資産の分類の拡充・細分化についてまとめております。

以下、各パラグラフにおきましては、前半で現行の日本のSNAから次回基準のSNAにかけて変更として何を審議したのかを記述しまして、後半でそれに対する御審議の結果を記載するスタイルで共通しております。

まず、R&Dの資本化につきましては、2 ページ目の真ん中ぐらいから、R&Dという知識ストックの蓄積が将来の生産活動に貢献するという経済的実態を反映するものであり、2008SNAの中でも国内総生産（GDP）の水準への影響が最も大きく、諸外国でも積極的に取り組んでいる事項であることを踏まえれば、GDP等の国際比較可能性の向上や提供情報の拡充を通じて日本のSNAの有用性の向上に資するものであり、変更案及び諮問の内容は妥当であるということを記述しております。

兵器システムにつきましては、2 ページ目の下から4行目に記載しておりますけれども、ここから3 ページ目にかけて同様に変更案や諮問内容は妥当という記述を書かせていただいている次第です。

3 ページ目の6行目以降は、非金融資産の分類の拡充・細分化について、審議内容と審議経過を記載しております。

3 ページ目の後半から「(2) 金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充」について記述をしております。

具体的には、部会で御審議いただいた雇用者ストックオプションの記録、年金受給権の記録の変更、あと金融資産の分類の拡充・細分化について述べております。

雇用者ストックオプションにつきましては、変更案や諮問内容は妥当としておりますけれども、それに加えて3 ページ目の下から2行目から4 ページ目にかけて、本部会でも御意見がありましたとおり、雇用者ストックオプションの記録は、基礎情報に一定の制約があつて、過程に依存せざるを得ないところがあるということで、手法について将来も定期的な検証が必要という趣旨を盛り込ませていただいております。

次に、4 ページ目の3行目から「企業年金の年金受給権に係る記録の改善」について記載をしております。こちらも、変更内容を簡単にまとめるとともに、評価としましてSNAの原則である発生ベースによる記録を徹底するもので、国際比較可能性の向上など有用性にも資するというので変更案や諮問内容は妥当ということを記述しております。

それに加えて、4 ページ目の下から8行目ぐらいですけれども、冒頭に述べたことと関係しますが、本部会でも御意見がありましたことを踏まえまして、本事項への対応は貯蓄率の押し下げ要因になると見込まれるわけですが、変更内容や計数への影響というのが複雑なので、次回基準改定に向けて統計利用者に対して、丁寧な説明が必要という趣旨を盛り込ませていただいております。

4 ページ目の下から3行目以降では「金融資産の分類の拡充・細分化」について、審議

内容と審議経過を簡単に説明させていただいております。

5 ページ目の真ん中から少し上の部分ですが「(3) 一般政府部門に係る記録の改善」ということで、本部会で御審議をいただいた一般政府と公的企業との間の例外的な支払について記述をしております。

ここの記述は、分かりやすさの観点もありまして、公的企業から一般政府への例外的支払の記録について現行の資本移転という実物取引ではなくて、持分の引き出しという金融取引として記録することを記述しています。

このパラグラフの後段では、この変更によりまして、一般政府の収支から一時的な要因であります例外的支払いが取り除かれまして、趨勢的な動向の把握が可能になることなどから、変更案は妥当ということを書かせていただいております。

また、諮問との関係では、作成基準には、資本移転ですとか持分に具体的内容を記述する必要はないことから、それ自体、特段の変更は要しないということを書かせていただいております。

5 ページ目の下から4行目以降は「(4) 経済活動別分類等の分類の改善」ということです。

具体的には経済活動別の分類の話、あとは私立学校の取り扱い、そして金融機関内訳分類の精緻化について記載しております。

経済活動分類については、6 ページ目の4行目以降になりますけれども、国際標準産業分類と可能な限り統合的な分類に改めるということ、国際比較可能性の向上に資するとともにサービス業の動向に関する情報提供の充実にも資する点から変更案と諮問内容が妥当と書かせていただいております。

加えて、本部会でも御意見がありましたとおり、統計利用者の利便性に資する観点から分類変更に関する新旧対照を示すことが重要、という記述も併せて盛り込ませていただいております。

6 ページ目の真ん中の部分のパラグラフですが「私立学校の取り扱いの変更」に関する記述です。

こちらは、本部会でも2回にわたり御議論いただいたわけですがけれども、前回の第16回の部会の取りまとめを踏まえまして、真ん中から少し下のところになりますけれども、「変更案は、国際基準である2008SNAにおける市場と非市場の区分の考え方に沿ったものであり、我が国国民経済計算体系全体としての国際比較可能性に資するものではある一方、教育という特定のサービスについて、その供給主体が民間か公的かによって結果として産出額の計測の在り方が異なるという点について懸念が示され、意見が大きく分かれた。このため、次回基準改定においては、私立学校については現行国民経済計算の取扱いを維持することが適当である」という記述を前回の取りまとめを踏まえまして、書かせていただいております。

なお、下から5行目の末尾以降ですがけれども、諮問内容との関係について述べておりま

す。作成基準では、各制度部門についての記述はあるわけですが、そこにそれぞれ含まれる具体的内容まで記述する必要がないということにして、この議題を最初に審議しました第13回の部会は去年の10月ですが、その段階でも事務局案でありました私立学校をNPISHから非金融法人に変更する点において、作成基準の変更案としてはお示しをしておりませんという御説明をさせていただきました。

本部会の御議論の結果、私立学校については、これまでのNPISHという取り扱いを維持することになったわけですが、諮問との関係では、先ほどと同じ理由で作成基準との関係では、特に変更を要するものではないということで、ここではその趣旨を簡単に記載させていただきます。

6 ページ目の最終行から7 ページ目の冒頭にかけては、金融機関の内訳部門の分類の精緻化について簡単に記述を行っております。

最後に、7 ページ目の真ん中に「3 今後の課題」です。

ここでは、先ほど述べました私立学校の取り扱いに関しまして、前回第16回の部会の取りまとめ内容を踏まえまして、最後の4行ですが「本事項については、我が国国民経済計算の国際基準への対応を引き続き検討する中で、必要に応じて次々回の基準改定に向けた作成基準の変更の機会に再度検討することが適当である」と、そのような記述をさせていただきます。

以上、駆け足ですが、私からの説明は以上です。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

この答申案につきましては、事前に先生方にも御確認いただいているものですが、ここで特段の御発言がありましたら、どなたからでも結構ですのでよろしく願いいたします。どうぞ。

○前田委員 この答申案で問題はないと思っておりますので、それを申し上げたいと思います。

あと、この答申案と直接かかわるものではなく、今後、内閣府で御検討されることだと思いますけれども、いわゆる四半期GDPについては、いろいろこれから御検討されるかと思いますが、今回の改定ではR&Dの資本化によりかなりGDPの水準が増えるということがあります。

おそらく、水準として増えるだけでなく、最近の感じを見ると場合によっては成長率に対する影響も大きくなり得るものかなと私は感じておりますので、今後四半期速報の正確な作成方法の確立に向けて十分な検討を進めていただければということを改めてこの場で要望しておきたいと思っております。

以上です。

○中村部会長代理 事務局には、そのようをお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

私が、気がついた点ですが、最後のところでありますが、7 ページの今後の課題

の「2. (4)」は、本文ではポツがないものですから、外させていただきます。

それでは、大変ありがとうございました。

なお、本日御欠席の樫専門委員からは、答申案についてコメントがありますので、その内容を紹介させていただきます。

具体的には、前回第16回部会での同委員の御発言に関連して、基準改定に当たっては利用者の利便性の観点から、できる限り長期の訴求系列を提供することが望まれる。作成基準変更後、引き続き推計手法の検討と体制整備を行うことが望まれるということですが、これは最終的な取り扱いはお任せするということでもあります。

この御意見は大変重要なものでありますけれども、第1に作成基準そのものに関する御意見というよりは、基準改定に向けた実装推計にかかわるものであること。また、公的統計に関する政府の公的統計第Ⅱ期基本計画において、長期時系列計数について利用者の要望を踏まえつつ提供を進めるという事項があります。

さらに、平成28年度の基準改定事項をできるだけ速やかに実施するとあることを踏まえれば、作成基準の変更に関する本部会の答申案に盛り込まず、御意見については部会としてテイクノートをいたしまして、議事録に残すという取り扱いにしてはどうかと考えますがいかがでしょうか。

また、答申案については、このほか特段の御異論はありませんでしたので、本部会として資料1について了承することとしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○中村部会長代理 ありがとうございます。

では、了承いただきました答申案につきましては、3月23日開催予定の統計委員会において私から御報告させていただきます。

また、本日先生方から出されました御意見については、事務局において次回基準改定に向けた実装作業を進める中で御検討いただければと考えます。

以上で本日の議題は、全て終了いたしました。

本部会の議事要旨につきましては、事務局で取りまとめ、後日、内閣府ウェブサイトに掲載いたします。

先生方におかれましては、昨年10月から5回にわたりまして活発かつ真摯な御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日は、これにて終了といたします。

ありがとうございました。